

議 題 2

道路運送法第20条第2号の規定に基づく営業区域外旅客運送

1 要旨

山形県鶴岡市のタクシー事業者より村上市山北地域において、「営業区域外旅客運送の禁止規定の例外（道路運送法第20条第2号）」を適用し開始した一般乗用旅客自動車運送事業について、当該事業者より期間延長をしたい旨の申し出があったため、その可否について村上市地域公共交通活性化協議会で協議をするもの。

2 営業区域外旅客運送の内容

(1) 営業区域外旅客運送の必要性 … 村上市地域公共交通計画より

令和2年3月に唯一のタクシー事業者が廃業となり、高齢者の買い物や通院及び緊急時の移動に支障が生じています。また、バス路線から離れた集落においては、助け合いや病院送迎、移動販売等の各種民間サービスにより市民の生活が支えられていますが、今後さらに高齢化が進むことを踏まえ、運転免許を保有していなくても、自分で買い物や通院などに行ける公共交通の確保が必要です。

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| (2) 営業区域外旅客運送の区域 | 新潟県村上市山北地域 |
| (3) 営業区域外旅客運送を行う事業者 | 温海温泉観光自動車(株) 代表取締役 柿崎裕 |
| (4) 営業区域外旅客運送を行う期間 | 令和6年7月6日から1年間 |
| (5) その他必要な事項 | 上記の期間終了後の営業区送の必要に応じて更新を検討 |

3 営業区域外旅客運送を行う事業者の概要 … R6.3.31現在

- | | |
|--------------|--|
| (1) 名称及び代表者名 | 温海温泉観光自動車(株) 代表取締役 柿崎裕 |
| (2) 所在地 | 山形県鶴岡市湯温海甲80 |
| (3) 運転員数 | 9名 |
| (4) 車両数 | 11台（内、本社9台、鼠ヶ関営業所2台） |
| (5) 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ア) 一般乗用旅客運送（法第4条許可） イ) 一般乗合旅客自動車運送事業（法第4条許可） ウ) 特定旅客自動車運送事業（法第43条許可） エ) その他（鶴岡市スクールバス運転業務等） |

【参考資料】

1 温海温泉観光自動車の令和5年度（R5.7～R6.3）の利用状況…4/11ヒアリング調査より

月	回数	人数（延べ）	主な利用内容
R5.7月	6回	11人	自宅⇄駅(4)、買物(1)、通院等(1)
8月	21回	37人	自宅⇄駅(8)、買物(11)、その他(2)
9月	19回	30人	自宅⇄駅(9)、買物(1)、通院等(1)、観光(2)
10月	5回	6人	自宅⇄駅(1)、買物(1)、通院等(1)、観光(2)
11月	11回	26人	買物(6)、観光(1)、その他(4)
12月	16回	28人	自宅⇄駅(3)、買物(7)、通院(4)、その他(2)
R6.1月	13回	28人	買物(2)、通院(9)、その他(2)、
2月	24回	30人	自宅⇄駅(6)、買物(4)、通院等(8)、その他(6)
3月	14回	15人	自宅⇄駅(7)、通院(4)、府屋→勝木(3)
合計	129回	211人	

2 現在の営業体制

- (1) 令和5年12月から山北徳洲会病院了承のもと、病院前に1台待機（9:30～14:30）
- (2) 病院起点の運行
 - ・12月：4/16件（25%）
 - ・1月：9/13件（69%）
 - ・2月：8/24件（33%）
 - ・3月：4/14件（29%）
- (3) 本社（温海温泉）からの配車もあるが、温海地区の運行に支障がないことが条件